

村田機械株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会社名：村田機械株式会社
- (2) 所属部会：関西金属機械部会
(関西電気機器部会)
- (3) 資本金：9億円
従業員数：2,400名（グループ5,600名）

- (4) 営業品目：

繊維機械（自動ワインダー，空気精紡機等），L&A（自動倉庫，無人搬送車，ピッキングシステム，ソーティングシステム，情報管理システム等），クリーンFA（工場向け搬送システム，搬送制御・管理システム等），工作機械（旋盤，シートメタル加工機等），情報機器（デジタル複合機等）の製造販売

- (5) 企業理念：

私たちは、つねに新しい技術を創造し、お客さまに喜ばれる製品の提供を通じて、社員ひとりひとりの幸せと豊かな社会の実現をめざします。

- (6) CIマーク



シンボル性の高い頭文字の「M」は、人と機械を融合した新たな技術の創造をめざす、村田機械の意図を象徴しています。そのMに続く繊細でユニークな書体は、豊かな感性と先進的な技術力を表現しています。

このワードマーク「Muratec」は、村田機械が提供するすべての製品・サービスを表すブランドマークとして1991年より使用しています。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

「知的財産本部」と称し、事業部とは別の本社間接部門に属しています。「知的財産部」と「知的財産調査室」とから構成されています。

(2) 構成及び人員

知的財産部及び知的財産調査室で総勢27名です。知的財産部は、主に特許，商標等の出願・権利化・権利活用業務や管理業務を行っています。知的財産調査室は、主に特許調査を行っています。

(3) 沿革

平成元年に本社間接部門としての特許部となり，平成2年に知的財産権部に改称しました。さらに，知的財産権以外の領域（秘密情報等）も取り扱うことを明確にするために，平成20年に知的財産部に改称し，現在に至っています。

3. わが社の知的財産活動

(1) 基本方針

基本方針として、「企業価値を高める有効な知的財産の創造」を掲げて活動しています。

(2) 出願・権利化活動

知財部と技術部門が出席する連絡会議を毎月開催し，出願・権利化戦略を含む知財戦略を決定しています。また，知財担当者は，技術者と積極的にコンタクトを取り，発明の発掘を行っています。技術部門の近くに知財部を置き，発明を発掘し易い体制としています。発明発掘活動では，技術者に突っ込んだヒアリングを行うことにより，技術者が認識していない発明の抽

出に努めています。

提出された発明については、知的財産調査室がデータベースを用いて先行技術調査を行います。この調査結果を踏まえ、知財部と技術部門が相談して特許出願するか否かを決定しています。出願することになった発明については、出願前の段階で関係者の合議によって十分な議論を行って、有効な特許権が取得できる内容に仕上げています。

(3) 外国出願

事業のグローバル展開に伴って、特に近年は積極的に外国出願を行っています。出願国は、連絡会議で自社及び他社の事業を考慮して決定しています。最小限のコストで最大限の効果が得られるよう、外国の特許事務所とも連携し、外国の特許制度や判例も考慮しながら、グローバルな特許ポートフォリオの構築を進めています。現地代理人とは、確実な意思伝達及びコスト削減を目的として、原則、国内代理人を経由せずに、直接コミュニケーションしています。

(4) 発明届出管理システム

Webインターフェースを介して全社共通にアクセスできる発明届出管理システムを2010年に導入しました。本システムは特許と商標を対象としており、関係者が必要な情報を記入したり、資料を添付登録できます。また、関係者は届出書処理の進捗状況を把握することができます。本システムは、導入してから現在まで、随時改善・進化を続けており、知財部と提出部門との間のより一層活発な情報交換に役立てたいと考えています。

(5) 特許クリアランス

研究開発の初期段階から知財部が関与し、知財部と技術部門が協力して、検討が必要な他社特許の抽出及び検討を行っています。他社特許の検討は、研究開発のステージの進行に伴って

複数回行うことにより、他社権利の尊重に努めています。また、他社特許の検討結果を踏まえて、自社の独自技術について新たな特許出願・権利化を行っています。

(6) 人材と教育

知財部員の教育として、例えば日本知的財産協会や特許事務所等が主催する研修に積極的に参加することによりスキル向上を図っています。特に近年はグローバルな権利化への対応力向上に重点をおき、外国の特許事務所による研修やレクチャーも積極的に受けています。将来的な渉外業務の更なる増大に備えて、権利化と渉外の両方に対応できる知財部員の養成にも力を入れています。また、判例研究や外国特許制度の知識向上のために、希望者による勉強会を開催しています。

また、技術者向けには、知財に関する知識と知財マインド向上のために、知財部員又は外部弁理士・弁護士が講師となり、階層別又はテーマ別に知財研修を行っています。さらに、優秀な特許発明を外部の発明表彰に応募し、表彰式の様子を社内報で紹介しています。

4. 今後の課題

今後、事業のグローバル化が益々進むことが予想されるため、知財部のグローバル化も更に加速させる必要があります。海外での権利化対応だけでなく、海外での渉外対応も重要な業務となるので、それに対応できる知財部員の育成に努めています。

また、知財活動の成果を定量的に評価するシステムはまだ確立に至っておりませんが、変化の激しい情勢において、今後の方向性を適正に決めるための指標を算出する評価システムを検討しています。

(原稿受領日 2013年3月15日)